

選挙のための予算案、予算
案の選抜

2019/2020 豪州連邦予算案

2019年4月

日系企業の皆様

平素より大変お世話になっております。

昨日 2019 年 4 月 2 日、ジョシュ・フラインデンバーグ財務相は、モリソン政権にとって初となる 2019/2020 年度の連邦予算案を発表しました。



竹中 真一
日系サービスグループ・リーダー

予算案は、所得税減税とインフラ投資を織り込みながらも、12 年ぶりの財政黒字（71 億ドル）の実現を見込んでいます。

具体的には、今後 10 年間に渡る段階的施策として、所得税は更なる 1,580 億ドルの減税によりその規模を昨年公表額の 2 倍とし、また、インフラ投資は 750 億ドルから 1,000 億ドルに増額される予定です。

皆様の事業に大きな影響を与える法人関連の税制に大きな変動は見られませんが、中小企業向け優遇制度の拡大や、一部の国際税務運用ルールの明確化、また、多国籍企業への税務当局（ATO）の監視能力に対して、政府が大きな投資を行う取り組みには留意が必要でしょう。

予算案は来月実施予定の連邦総選挙をにらんで、劣勢が続く与党の支持を高めるためのバラ撒きの要素が強いと言えます。好調な資源価格や世界・地域経済が現状維持できる限り、連邦政府案は上手く行き黒字予算を継続できるかもしれませんが、しかし、政府の歳入が一時的な各種要因によって健全に見える側面もあり、今後は経済が減速した場合の対応に注目していく必要があるでしょう。

また、豪州経済に大きな影響を与え始めている不動産価格の下落は、主に州政府の税収に影響を与える項目であり、連邦政府の予算案には当影響が限定的にしか反映されていないことも理解しておくことが肝要かと思われます。

当アラートに関してご質問等がございましたら、最終ページ記載の各州日系ビジネス担当者までご連絡頂けますと幸いです。

尚、当アラートは英語版の翻訳であり、ビジネス上の判断や、内容に関するご質問については、必ず英語版をご覧ください。

英語版アラートを受領されていない方は、デロイトのウェブサイトよりダウンロードいただけます。

デロイト豪州 日系サービスグループ
竹中 真一

目次

経済情勢	3
個人所得税	6
法人・ビジネス税制	8
国際税制	10
中・小企業税制	11
間接税	12
退職年金	14
インフラストラクチャー	16
教育	16
ヘルスケア関連	18
昨年の連邦予算案の遂行状況	19
日系サービスグループコンタクト	20



経済情勢

2019/20 年度の連邦予算：粗全ての納税者に恩恵

連邦選挙を目前に控えて発表される国家予算というものは、往々にして扱いづらいものである。というのも、政府はいわゆる「よい政治」と「よい経済」の調和をとる必要があるからだ。

そもそも、予算編成というのは平時においても困難なものである。しかしながら、少なくとも今回の予算編成に関しては、連邦政府に巧みに乗り越える余裕があったと言えよう。昨年のクリスマス前に公開された年央経済・財政中期見通し以降、豪州内外の経済に関するニュースは軟調なものではあったが、その後が続いた予算関連のニュースは持ち直していたからである。

この経済基調により連邦政府は今後4年間に127億ドルの追加拠出が可能となり、その結果、減税やインフラストラクチャへの拠出、世帯への補助金支給を優先事項にかかげると同時に、来年度中の財政黒字達成すら見込んでいる。特に、昨年度予算案で示した、今後10年間にわたる1,440億ドルの所得税減税に加えて、今回の予算ではさらに1,580億ドルの所得税減税を盛り込んでおり、その減税規模は当初の2倍である。連邦政府は、財政黒字の達成とともに各世帯への支援提供も実行可能と公言しているが、その為には減速する豪州内外の経済状況において歳入をいかに最大限確保できるかが大きな焦点となる。

当面、減速する経済下でも連邦予算は引き続きポジティブ

世界経済の成長は鈍化が続いており、オーストラリア経済も同様である。しかしながら、目下のところ、今回の予算案にとってこれはそれ程大きな問題とはならないであろう。オーストラリア経済のうち最もその影響を受けるであろう部分、すなわち住宅価格（資産）や住宅着工件数、消費支出の変化による政府財源へのインパクトは限られたものである。というのも、資産は元来ほぼ非課税だからである。

むしろこれは連邦政府よりも州政府にとってより大きな問題となるであろう。というのも、消費支出や住宅はほとんどが消費税（GST）の課税対象であり、徴税された消費税は州政府へ分配されるためである。

ただし、財務省が予想する消費支出と住宅着工件数の減少は、経済成長に関する見通しの引き下げに繋がる。オーストラリア経済の成長率は、2018/19年度に2.25%、2019/20年度と2020/21年度に2.75%となり、その後3.0%に回復すると予想されている。成長見通しは低めではあるものの、失業率は今後数年間にわたり5.0%のまま推移すると予想されている。

連邦予算にとってより重要なのは国民所得の成長見通しであるが、この点においては吉報が見られた。それはすなわち、中国政府による経済刺激策の実行や、ブラジルで起きた鉱山ダムの決壊を一因としたコモディティ価格の急上昇である。短期的ではあるものの、これらはオーストラリアの国民所得の成長を後押ししている。財務省は、国民所得の伸びについて特に予測を示していないが、国民所得に関連した指標である名目国内総生産(GDP)については次の通り見解を明らかにしている。

財務省は、2018/19年度から2019/20年度にわたる名目GDP成長率見通しを引き下げている。それによれば、2018/19年度の成長率は5.0%となり、翌年度はコモディティ価格軟化の影響から3.25%まで下がると予想されている。財務省は現在、2018/19年度のオーストラリア経済の規模が、クリスマス前の発表よりも約46億ドル拡大すると予測しており、その差は2019/20年度になって埋まるとしている。



Chris Richardson
Deloitte Access Economics

“The Government can say it is delivering both a surplus and assistance to families because revenue collections are making the most of a slowing economy.”

主な経済指標

	2018/19 年度	2019/20 年度	2020/21 年度	2021/22 年度	2022/23 年度
生産高成長率	2.25% (2.75%)	2.75% (3.0%)	2.75% (3.0%)	3.0% (3.0%)	3.0% (N/A)
国民所得増加率	5.0% (4.75%)	3.25% (3.5%)	3.75% (4.25%)	4.5% (4.25%)	4.5% (N/A)
雇用増加率	2.0% (1.75%)	1.75% (1.75%)	1.75% (1.5%)	1.5% (1.5%)	1.5% (N/A)
賃金上昇率	2.5% (2.5%)	2.75% (3.0%)	3.25% (3.5%)	3.5% (3.5%)	3.5% (N/A)
失業率	5.0% (5.0%)	5.0% (5.0%)	5.0% (5.0%)	5.0% (5.0%)	5.0% (N/A)
物価上昇率	1.5% (2.0%)	2.25% (2.25%)	2.5% (2.5%)	2.5% (2.5%)	2.5% (N/A)

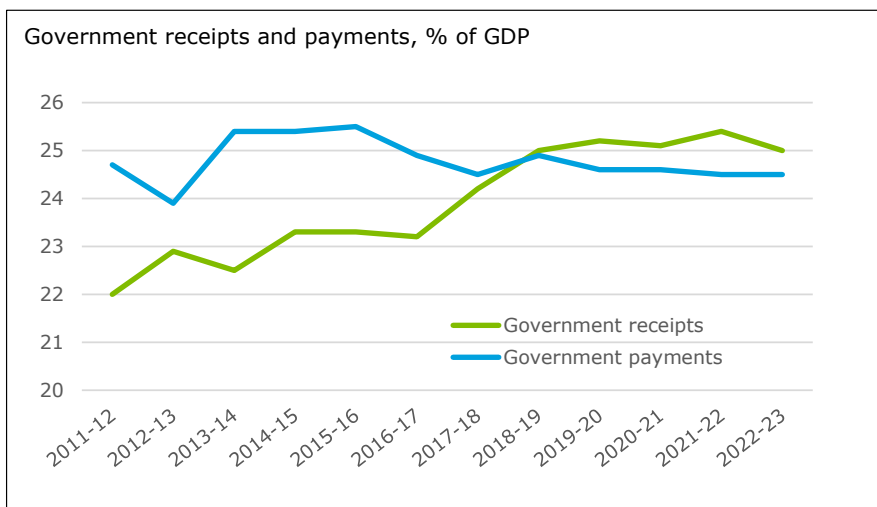
データ：財務省予算文書（括弧内は年央経済・財政中期見通しより）

連邦政府の財政健全化

法人税収入は、高水準のコモディティー価格と過年度からの損失に起因する税控除の減少を受けて、予想を大きく上回っている。財務省は法人税収入が引き続き恩恵をもたらし続けると見込んでおり、2022/23 年度までの法人税収入は、経済要因（および企業にとっては厄介である ATO の徴税活動）により、クリスマス前に発表された年央経済・財政中間見通しよりも 92 億ドル増加するとみられている。

歳入のおよそ 5 割を占める個人所得税の場合、話はより複雑である。雇用が堅調に増加していることを受け、所得税収入は短期的に拡大を続けている。しかし、これは賃金の上昇を犠牲にしたもので、中期的に問題となってくるであろう。財務省は、賃金上昇率が継続的に低迷していることから、賃金上昇についての短期的見通しを引き下げている。2019/20 年度と 2020/21 年度の賃金上昇率の予測は、昨年 12 月に発表された財政中期見通しから、0.25 パーセントポイント下げられた。さらに、財務省は現在、賃金上昇率が 2022 年 6 月までに 3.5% に達すると予測しているが、これは財政中間見通しでの予測から 1 年遅れとなる。

賃金上昇の低成長は、結果として短期的な税収を損なうことになるだろう。しかし、ここで鍵となるマイナス要因は、経済ではない—むしろ、今後 4 年間にわたる 195 億ドルの所得税減税がマイナス要因になるだろう。財務省は総体的に、今後 4 年間の所得税徴収額の予想を、昨年 12 月に発表した財政中間見通しの数値から 126 億ドル引き下げている。



財政黒字化 2019/20 年度、10 年間進行中

10 年間続いた連邦政府の財政赤字はまもなく黒字化。

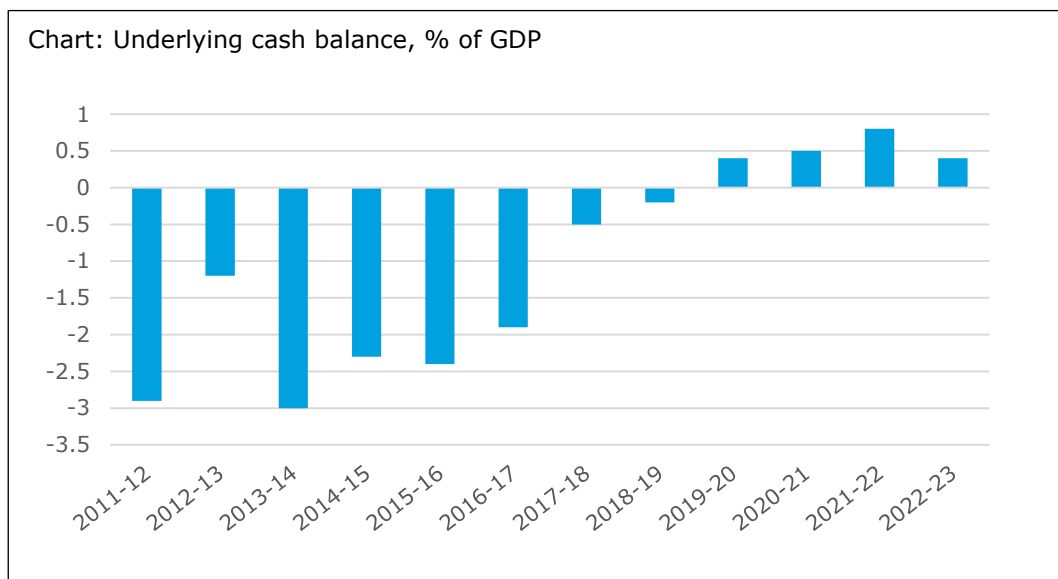
財務省によると、2017/18年度に101億ドルだった財政赤字が、本年度は42億ドルに縮小し、2019/20年度には71億ドルのわずかな黒字に転じるであろうと予測している。予算案で示されたのは、今後4年間の継続的な財政改善の道筋で、2020/21年度に110億ドル、2021/22年度に178億ドル、2022/23年度に92億ドルの財政黒字予想である。財政中間見通しの数値と比べ、2022/23年度までの4年間にわずかながら24億ドルの改善となる。

財政中間見通しでは2018/19年度に対GDP比18.2%でピークに達すると予想された純負債額は、今回GDP比で19.2%に上方修正された。

確かに、予算案の見通しは好調に見えるが、これはほぼ完全にキャンベラでは影響を及ぼすことのできない外部要因に依存したものである。財政再建は、これまで3段階のプログラムを経てきた。2014/15年度予算は、上院議会にとって受け入れがたい厳しい選択を採ったことから失敗した。

2014/15年度予算で採った選択は、税収拡大（メディケア税や銀行税）と財政再建に貢献した経済回復に頼ったことから、2017/18年度予算で反故にされた。連邦政府は、メディケア税と銀行税を2018/19年度予算で廃止し、予算内容を経済の改善に頼ることになった。後者の政策処方箋「石炭と鉄鉱石の価格上昇に大きく当て込んだ経済改善策」は今年も続いている。

世界経済と地域経済が現状維持できる限り、連邦政府のこの処方箋は上手くいくかもしれない。しかしながら、政府歳入は一時的な要因によって健全に「見えている」だけであり、ひとたび経済が減速すれば、この状態が必ずしも継続するとは言い切れないであろう。





個人所得税

1 回限定のエネルギー補助金

財務相が 3 月 31 日に発表した通り、連邦政府は、資格を有する個人に 75 ドル、世帯に 125 ドルの、光熱費と生活支援を目的とした 1 回限りの補助金支払いを行う。この補助金は所得税の対象とはならず、法制化されれば、今年度末までに自動的に支払われる。

補助金の受け取り資格は、老齢年金や障害者年金、介護手当、単親手当、退役軍人省からの各種手当など、連邦政府の社会補助を受ける国民に限られる。

低・中所得者所得控除 (LMITO) と低所得者税額控除 (LITO) の拡大

昨年度導入された払戻不可な LMITO の上限を、2018/19 年度から 2021/22 年度にかけて年間 530 ドルから 1,080 ドルに引き上げるとともに、最低支払い額も年間 200 ドルから 255 ドルに引き上げる。これは、個人所得税申告書を提出する際に付与される控除額となる。



Shelley Nolan
Global Employer Services

“Once again the Government has prioritised tax relief for low and middle-income earners, recognising weak wage growth is becoming a problem.”

課税される所得金額(\$)	控除上限額(旧)	控除上限額(新)
37,000 以下	最大\$200	最大\$255
37,001 を超え 48,000 以下	\$200 + 37,000 ドルを超えた所得部分については 1 ドルにつき 3 セント追加	\$255 + 37,000 ドルを超えた所得部分については 1 ドルにつき 7.5 セント追加
48,001 を超え 90,000 以下	\$530	\$1,080
90,000 を超え 125,333 以下	\$530 から \$90,000 を超えた部分については 1 ドルにつき 1.5 セント引き	\$1,080 から \$90,000 を超えた部分については 1 ドルにつき 3 セント引き

2022 年 7 月 1 日から、政府は昨年度導入された LITO の控除額を 645 ドルから 700 ドルに引き上げる。

課税所得金額 (\$)	控除上限額(新)
37,500 以下	\$700
37,500 を超え 45,000 以下	\$700 から 37,500 ドルを超えた部分については 1 ドルにつき 5 セント引き

個人所得税の境界値の改正

連邦政府は、2022 年 7 月 1 日から、19%の所得税区分の適用上限を、昨年改正となった 41,000 ドルから 45,000 ドルに引き上げる。

2024/25 年度の 7 月 1 日から、税率 32.5%の所得税区分の限界税率は 30%に引き下げられる。これにより、中所得者層の所得税制は法人税率により並行する。

変更後の個人所得税率は下の表の通りとなる。

税率 (%)	2018 年 7 月 1 日からの課税される所得金額(\$)	2022 年 7 月 1 日からの課税される所得金額(\$)	2024 年 7 月 1 日からの課税される所得金額(\$)
非課税	0 - 18,200	0 - 18,200	0 - 18,200
19	18,201 - 37,000	18,201 - 45,000	18,201 - 45,000
30			45,001 - 200,000
32.5	37,001 - 90,000	45,001 - 120,000	
37	90,001 - 180,000	120,001 - 180,000	-
45	>180,000	>180,000	>200,000
低・中所得者所得控除	上限 1,080	-	-
低所得者税額控除	上限 445	上限 700	上限 700

低所得者向けのメディケア税非課税枠の拡大

連邦政府は、単身者、家族、高齢者、年金受給者を含む低所得者向けのメディケア税非課税枠を 2018/19 年度から拡大予定。メディケア税の税率は課税所得の 2%のまま改正しない。

地方対象の新ビザ

2019 年 11 月から、2 種類の地方対象ビザを新設する。これらは就労技術地方（暫定）ビザと、雇用者指名技術地方（暫定）ビザで、それぞれ現在の地方雇用者指名移住スキーム（サブクラス 187）ビザと、地方技術移住（暫定）ビザ（サブクラス 489）に代わるものとなる。技術移民は、この新しいビザにより地方に 5 年間滞在し、就労できる。

2022 年 11 月から、連邦政府はさらに地方対象の永住権ビザを新設する予定。

CGT のメインレジデンス免税ルール改正

新年度予算案発表前の予想に反し、非居住者を対象にした居住用家屋（持ち主の居住用住居）の売却益に対する免税ルール廃止についての詳細な明記はなかった。従って、法制化はされていないものの、引き続き政府の政策として注目される。



法人・ビジネス税制

租税回避タスクフォースへの支援拡大

連邦政府は、2019/20 年度から 4 年間で、租税回避タスクフォースの活動強化を目的とした支援として、650 万ドルの資本金を含む、10 億ドルを税務局（ATO）に対し追加拠出する。

多国籍企業や大手の上場・非上場企業、信託、富裕層を対象とし、租税回避のための戦略を促進する税務専門アドバイザーや仲介業者の調査など、タスクフォースによるコンプライアンス監視強化を目的とするもの。

支援拡大により見込まれる未納税回収額は 4 年間で 36 億ドルとなり、うち 20 億ドルは現金回収の目論み。

連邦政府は 2018/19 年度にも、税制規範向上を目指すコミュニケーションキャンペーン向けに財務省に 2,420 万ドルを拠出している。

未納税額回収の支援拡大

連邦政府は、未納税やスーパーアニュエーション未払い額の回収を目指して、ATO に 4 年間で 4,210 万ドルを拠出する。主に大手企業や富裕層向けで、納税やスーパーアニュエーション支払いを期限までに行うよう促すもので、中小企業は対象外である。

政府のデータ分析機能の拡大

連邦政府は、2018/19 年度から 2 年間にわたり、ATO の情報システムの代替データセンターへの移行準備を目的として 7,000 万ドルを拠出する。また、2019/20 年度から 4 年間、財務省やその他政府機関のデータ分析機能拡大支援向けに 690 万ドルを拠出する。

シングルタッチ給与データプログラムの拡大

連邦政府は、2019/20 年度から 4 年間にわたり、ATO のシングルタッチ給与（STP）からの回収データの増強と政府機関による同データの活用に向け、ATO と退役軍人省に 8,240 万ドルを拠出する。

電子インボイスの適用

連邦政府は、2019/20 年度に、Pan-European Public Procurement On-line（PEPPOL）担当局の設置に向け、ATO に 130 万ドルの支援を行う。PEPPOL は現在 32 カ国で使用されている電子インボイスの枠組みである。

監査の向上

連邦政府は、2019/20 年度から 3 年間、Financial Reporting Council's Audit Quality Action Plan への支援強化による国内の監査の向上と、国際会計基準審議会会長の 3 年任期を支援する目的で、監査・保証基準審議会（Auditing and Assurance Standards Board）に 80 万ドルを拠出する。



Tracey Rens
Business Tax

“The Government previously provided the ATO with Taskforce funding of \$679m over 4 years. Another \$1b has been committed over the next 4 years to raise an extra \$3.6b.”

地下経済：オーストラリア事業者番号（ABN）システムの強化

現在 ABN 保持者は、所得税申告義務や ABN 情報更新義務の履行の是非にかかわらず、ABN を維持することができる。

連邦政府は地下経済の撲滅を目的として以下の対策を予定している：

- 2021 年 7 月 1 日より ABN 保持者に所得税申告を義務化
- 2022 年 7 月 1 日より ABN 情報の年度毎確認を義務化

R&D 税優遇策

今回の連邦予算案に R&D 政策は含まれなかった。上院議会経済法委員会は先に、現在提示されている改正案について、その影響における追加の精査と分析が行われるまで、検討を延期するよう上院議会に提案している。

監督当局への支援拡大

連邦政府は、金融サービス王立委員会の提言に対応するため、ASIC に対し 4 年間で 4.04 億ドルの、APRA に対し 4 年間で 1.45 億ドルの追加拠出を発表した。

さらに、企業による犯罪を含むことなど連邦裁判所の管轄権を拡大するための支援も追加で拠出予定である。これらは裁判官や登記・サポートスタッフの追加、新たな裁判所の建設に充てられる。

これらにかかるコストの一部は、ASIC の資金調達モデルからの収入、APRA の金融機関監視税（APRA Financial Institutions Supervisory Levies）の引き上げ、および今回の新年度予算案で提示されている資金源により相殺される。

法人税率

法人税率の変更については特段公表はなかった。法令化された法人税優遇税率は企業の総売上が 5,000 万ドル未満の企業が対象となり、以下の通り。

課税年度	優遇税率適用法人税率 (%)	適用外法人税率 (%)
2019/20 年度	27.5	30
2020/21 年度	26	30
2021/22 年度以降	25	30



国際税制

ハイブリッド・ミスマッチ・ルールの運用の明確化

BEPS 対応の一環としてオーストラリアで導入されたハイブリッド・ミスマッチ・ルールは、2 つ以上の税務管轄地の税法において事業体又は金融商品の税務上の取り扱いに差異（ミスマッチ）が生じることを防ぐ。

連邦政府は、オーストラリアのハイブリッド・ミスマッチ・ルールの運用を明確化するために、複数箇所修正を行う予定である。修正内容は以下を含む：

- 姉妹会社やトラストへのルール適用方法の明記
- 外国税額の解釈の限定
- 既に別の条項が適用されている場合でも、インテグリティ・ルールが適用できる事例の特定

本修正内容は、2019 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から適用される予定である。但し、インテグリティ・ルールに係る修正は例外として、2019 年 4 月 2 日以降に開始する会計年度から適用される予定である。

国際税務に関する情報交換実施対象国リストの更新

連邦政府は国際税務に関する情報交換実施対象国のリストを更新する。2020 年 1 月 1 日より有効となる。今回新たにキュラソー島、レバノン、ナウル、パキスタン、パナマ、ペルー、カタール、及びアラブ首長国連邦を追加する。これは、投資信託（MITs : Managed Investment Trust）の運用に関連した措置である。

電子経済に係る施策

現在 G20 と OECD は、経済の電子化により生じる課税上の課題に対する対応策を多国間で検討している。2019 年 3 月 20 日付で連邦政府は、多国間での協議プロセスへの関与を継続することとし、デジタル・サービス税などの暫定措置については今回着手しないと発表した。



Claudio Cimetta
International Tax

“The Government is tidying up some aspects of the hybrid laws already introduced. The current OECD workplan is expected to deliver the next big wave of international tax reform in 2020.”



中・小企業税制

即時原価償却額の拡張

2019年1月29日、連邦政府は、中小企業向けの即時減価償却制度について、即時減価償却額の閾値を2万ドルから2万5,000ドルに引き上げ、制度の利用可能期間を現状の2019年6月30日から2020年6月30日まで延長すると発表した。適用開始日は発表日である（ただし法案が可決する必要あり）。法制化により、小企業（年商1,000万ドル未満）は、2019年1月29日から予算発表時点までに取得し、且つ取り付けなどが完了して利用可能な状態となった2万5,000ドル未満の該当資産は、減価償却費として即時に控除できる。

連邦政府は、2019年4月2日午後7時30分（AEDT）から2020年6月30日まで、即時原価償却制度の利用可能範囲を更に拡大する。内容は以下の通り：

- 即時原価償却額の閾値を、資産一件当たり2万5,000ドルから3万ドルに引き上げ
- 制度の対象範囲を中企業まで拡大

小企業（年商1,000万ドル未満）は、予算発表時点から2020年6月30日までに取得、し且つ取り付けなどが完了して利用可能な状態となった3万ドル未満の該当資産を、減価償却費として即時に控除できるようになる。

中企業（年商1,000万ドル以上5,000万ドル未満）は、予算発表時点以降に取得し、且つ予算発表時点から2020年6月30日までに取り付けなどが完了して利用可能な状態となった3万ドル未満の該当資産を、減価償却費として即時に控除できるようになる。

閾値は資産ごとに適用されるため、対象企業は複数の資産を即時に控除できる。

小企業は、減価償却枠（Pool）で即時に償却できない資産を継続して設置でき、1年目に15%、翌年以降に30%の償却率で控除できる。減価償却枠の残高も、年度末の残高が適用可能な即時原価償却額の閾値未満であれば、即時控除できる（既存の減価償却枠を含む）。

減価償却制度向けの現在の「ロックアウト法」（小企業が減価償却制度の利用を選択しない場合、5年間は制度の再利用を不可能とする法）は、2020年6月30日まで引き続き保留する。

中企業は、小企業の減価償却枠を利用することはできないが、代わりに3万ドル以上の（即時控除不可能な）資産については、税法の減価償却資産の既存条項に従い、引き続き償却できる。



Spyros Kotsopoulos
Deloitte Private

“Small business will be encouraged by the extension of the instant asset write off to 30 June 2020 and an increase in the maximum claim to \$30,000. This should serve to stimulate the economy.”

ディビジョン 7A 規制改正への追加諮問

1936 年所得税法 (ITAA 1936) のディビジョン 7A 改正へのアプローチに関連して、連邦政府は、2018 年 10 月に諮問文書を公開し、利害関係者の見解を求めた。

以前発表された改正内容について、連邦政府は、更なるコンサルティングにより実行方法を洗練するため、適用開始日を 12 カ月後ろ倒しし、2020 年 7 月 1 日に変更した。

税務争訟に関する小企業支援

過去数カ月にわたる一連の発表で、連邦政府は小企業への支援確立を以下の通り提案した。

- 税務争訟解決とプロセス簡略化のため、豪小企業・家族経営企業オンブズマン内に小企業向け相談窓口を設置
- AAT 内への小企業向け課税課の設置
- 不良管理損害補償スキーム (CCDA スキーム) の見直しにより、小企業に対する ATO によるスキーム運用を検討
- ATO と紛争状態にある小企業の滞納税金を、早期に徴収しようとする ATO の慣習の見直し

過去数カ月にわたる一連の発表で、連邦政府は小企業への支援確立を以下の通り提案した。

- 税務争訟解決とプロセス簡略化のため、豪小企業・家族経営企業オンブズマン内に小企業向け相談窓口を設置
- AAT 内への小企業向け課税課の設置
- 不良管理損害補償スキーム (CCDA スキーム) の見直しにより、小企業に対する ATO によるスキーム運用を検討
- ATO と紛争状態にある小企業の滞納税金を、早期に徴収しようとする ATO の慣習の見直し

輸出市場開拓補助金 (EMDG)

連邦政府は、2019/20 年度から 3 年間、合計 6,100 万ドルを拠出し、オーストラリア企業によるオーストラリアの物品・サービス輸出を支援する。拠出の割り当ては以下の通り：

- 2019/20 年度から 3 年間、EMDG に 6,000 万ドルを追加投入し、中小規模の輸出事業者に対する輸出販促費用の還付額水準を引き上げ
- 2019/20 年度に 100 万ドルを投入し、オーストラリア輸出産業の海外市場へのプロモーションを促進



間接税

高級車税—対象となる第一産業生産者と観光業者への還付増額

現在、第一次産業生産者と観光業者は、一部の高級車（四輪駆動車や前輪駆動車）税に対して最高 3,000 ドルまで還付を受けることができる。

2019 年 7 月 1 日以降に取得した車について、資格を有する第一次産業生産者と観光業者は、最高 10,000 ドルまで高級車税の還付を申請することができる。

還付金受給資格の基準と車種に変更はない。

間接税優遇措置体系—外交、領事、国際的組織への待遇

政府は、間接税優遇措置体系（ITCS）に基づく間接税（GST、燃料およびアルコール税を含む）の払い戻しの権利を、認可または延長した。

新たな払い戻しの利用権が、オーストラリアにあるスーダンの外交官と領事館に与えられる。

ミナミクロマグロ保護委員会は、改善された ITCS の利用を認められる。

政府は、ラオス、モーリシャス、サモアに、現在および将来の外交施設および領事館に関連する建設および改修を含めるものへと ITCS の権利を拡大した。

これらの各変更は、外務相が指定した時点から施行される。国際的慣行に従い、これらの特権は互恵的なものであり、定期的に見直される。



John Koutsogiannis
Indirect Tax

“Apart from new free trade agreements with Indonesia and Hong Kong, and the narrowly targeted indirect tax relief measures, the Budget has no indirect tax changes affecting the broader business community. Subject to the election outcome, this should mean business largely as usual going into FY2019-20 so far as GST, fuel tax and other federal indirect taxes are concerned.”



退職年金

合併した退職年金基金への恒久的税控除

2008年以降、収入および資産売却損を新しく合併した基金に移行する退職年金基金は税控除を受けられ、収入や資本資産の取得および損失への課税を先送りすることができる。政府は、2020年7月1日で期限切れとなる現行の税控除を恒久的なものとする。

退職年金協定の柔軟性向上に向けた政策

直近退職者へのワークテストの免除

現在、ワークテスト上の規定により、65歳～74歳の個人は30日間で最低40時間以上就業しなければ任意の年金積立を行えない。

2020年7月1日より、65歳および66歳の市民は、ワークテストの条件を満たさない場合でも、税引き前および税引き後のどちらの任意年金積立でも行うことができるようになる。これによりワークテストは、2023年7月1日より67歳に引き上げられる老齢年金の適用年齢にも一致する。

前倒しアレンジメント

前倒して退職年金の支払いを行う場合、は現在、65歳未満かつ退職年金残高の合計が160万ドル未満の個人を対象としている。この制度の資格を有する者は1年間で最大3年分相当の税引き後の積立を行うことができる。この制度の対象者は今後65歳と66歳の個人にも拡大される。

配偶者への積立の年齢制限

政府は、配偶者への積立の年齢制限を69歳から74歳へと引き上げる。現行の規定では、70歳以上の個人は、他者がその個人のために行った積立分から受給することができない。

退職年金基金の手続きの簡素化

2020年7月1日より、経費削減および報告の簡素化を目的として、政府は、所得年度1年間の間に、資産形成期と年金支払い期の両方に該当する退職年金基金トラスティについて、その基金に合った老齢年金所得控除（exempt current pension income : ECPI）の計算手法を選べるようにする。

政府はまた、退職年金基金を比例配分方式を用いてECPIの計算をする際に保険数理証明書を取得しなければならないとする要件について、所得年度の全期間中に基金加入者全員が年金支払期にある場合には、撤廃する。



Meghan Speers
Superannuation - Tax

“With the focus last year on flexibility and member balance protection, the Government has continued its focus on flexibility; with only small changes that will be welcomed by the industry.”

退職年金の支払い関連機関を電子版 **SuperStream Rollover Standard** に含め、年金業界の経費を削減

政府は、ATO が退職年金基金に対して行う様々な退職年金協定に基づく支払い要請について、電子化できるよう、2020/21 年からの 3 年間で 1930 万ドル（2020/21 年のキャピタルファンディングへの拠出 1260 万ドルを含む）拠出する。

これは 2021 年 3 月 31 日より実施され、雇用主、退職年金基金、ATO 間で情報や資金の移動に使用される電子版 **SuperStream Rollover Standard** を拡張するかたちで導入される。

自己運用年金型基金の **SuperStream** へのロールオーバーの開始日は、**SuperStream Rollover Standard** の拡張と時期を合わせるため 2021 年 3 月 31 日まで延期される。

Limited Recourse Borrowing Arrangements についての説明

2019 年 3 月 22 日に、政府は **LRBAs** に関する規定への変更を行わないことを発表し、代わりに、金融監督官評議会と ATO が退職年金制度における **LRBAs** を監視し、3 年後に再度報告を行うよう要請した。



インフラストラクチャー

新規インフラ公約

2019年の連邦選挙前の最終予算案では、インフラに対する政府の10年間の公約は750億ドルであったが、これを1,000億ドルに増額した。

この予算案は、地方都市の連携、交通安全の成果改善、効率的輸送の支援、都市部渋滞の緩和といった政府の戦略的優先事項に応えるもので、80億ドルが新たに充当される。

シティ・ディール

連邦政府は、Adelaide、Darwin、Geelong、Hobartの州政府と地方自治体とのシティ・ディール協定を継続させる。これらの協定では、多種の触媒的インフラ投資が実施される。

- Geelongの活性化とGreat Ocean Roadの観光支援のためにGeelongシティ・ディールに1億8,380万ドル
- Adelaideシティ・ディールの1億7,400万ドルの一環として、AdelaideのLot Fourteenにあるオーストラリア宇宙機関へ2,600万ドルの投資
- AdelaideのInternational Centre for Tourism, Hospitality and Food Studiesへ3,000万ドルの投資
- Hobart全体の渋滞緩和のために2,500万ドル
- Charles Darwin大学の交通インフラを利用してDarwinに新しい教育と市民地区設立のために9,730万ドル

この予算は、様々な投資を通して政府の交通インフラに対するコミットメントを確認するものである。

- MelbourneとGeelongを結ぶ高速鉄道に20億ドル
- Western Sydneyの鉄道サービス改善に35億ドル
- 通勤用駐車場基金5億ドルを含む都市部渋滞向け基金へ30億ドルの追加資金
- M1パシフィック高速道路をNSW州Raymond Terraceまで延長するために16億ドル
- Melbourne南東部および北部の郊外道路のアップグレードに11億4,000万ドル
- Roads of Strategic Importance Initiativeに追加で10億ドル
- Adelaideの南北回廊に15億ドル
- Queensland州Gateway高速道路に8億ドル
- Princes Highwayのアップグレードに10億ドル
- WA州のAlbany環状道路に1億4,000万ドル
- 5つの高速鉄道新規事業案件に4,000万ドル
- 全国の貨物データハブ設計に850万ドル

解説

この予算には、特に都市部渋滞に関連するプロジェクトへの拠出増額、及び、地方と都市部の鉄道サービス向けの拠出のコミットメントを通じて、前回予算案の公約が継続される。



Paul Mountney
Infrastructure & Transport

“\$8b in new infrastructure funding and an increase in the ten year Budget to \$100b in the final Budget before the Federal election.”



教育

2019/20 年度の予算案は、幼児教育、学校教育、高等教育に対する連邦政府の見解と責任が再確認される内容となった。対象となる施策は、優先的必要事項への取り組みを求めるものとなっているが、予算案は引き続き、これらの分野に焦点を当てている。新イニシアチブの中で最も注目をされているのは、職業教育訓練の強化と更なるモダン化を図る 5 億 2,500 万ドルのスキルパッケージである。

幼児教育及びケア

予算案では、連邦政府の幼児教育へのユニバーサルアクセスに関する国内パートナーシップに対するコミットメントの期間が 1 年延長され、質の高い幼児教育へのユニバーサルアクセスのための継続的な資金提供が 2020 年まで延長される。この最新の延長後の国内パートナーシップ下での資金調達のための長期的な将来については不確実性が継続し、3 歳児の就学前のプログラムについての規定も定められていない。

学校教育

2019/20 年度の予算案は引き続きニーズに応じた拠出に焦点を当てており、継続的な学校資金援助のアレンジメントの再確認、さらに全ての教育システム及び行政区が恩恵を享受することが強調されている。2018 年に連邦政府とすべての州と特別地域が署名した National School Reform Agreement に定められる通り、継続的な資金調達により拠出額が 2019 年までには 199 億ドル、2029 年までに 324 億ドルに達することを目標に計画されている。

教室や遊具、その他の学校用備品のアップグレードに使用される一度限りの学校支出 3,020 万ドルが Local School Community Fund に割り当てられている。

その他には、比較的控えめなコミットメントである 5 年間で 2,220 万ドルがあげられる。こちらは、予防衛生と福祉プログラム、アート教育プログラム、憲法枠組みに対する国民の理解を高めるための Australian Constitution Centre の更なる発展、などを含む様々なイニシアチブに割り当てられる。特筆すべきは、この拠出額の約半分（2019/20 年度からの 4 年間に拠出される 950 万ドル）が、豪州教師の算数と音声発音学の指導力強化に充当されることである。

高等教育

連邦政府は、職業教育訓練（VET）の強化を図るべく、Expert Panel of Australia's Vocational Education and Training System への応答の一部として、5 年にわたる 5 億 2,500 万ドルの拠出計画を発表した。

このパッケージは、スキル開発の支援、スキル不足への対処、地方のニーズへの支援改善を目的としている。そうすることで、必要スキルの構成のモダン化、さらに、未来の職への焦点を当てることを図るものである。

「長期的な高等教育の改正を築くための構成要素」の提供、及び、高等教育が学生・産業・経済の必要とするスキルを確実に支えることを目的としたものである。連邦政府の VET 総支出の中での比重は少ないものの、VET 支援におけるオーストラリア政府の役割に対する注目すべき再配置と重要性の強化といった点で、特筆に値する。

学生と地方の両方を支援する目的で Destination Australia Program も設立される。このプログラムでは、9,370 万ドルが 4 年間に渡り拠出され、地方の教育機関で職業教育／高等教育を受ける国内外の学生の奨学金として提供される。

優先分野における豪州の研究支援のために、大学の研究センターと施設を対象にターゲットを絞った資金も拠出される予定である。

学生助成金のための Commonwealth Grants Scheme、HECS-HELP 学生ローン及び返済スキーム、教育機関の業績に応じた資金支援、継続的な研究資金援助などを含む大学教育や研究に対するオーストラリア政府の資金拠出に関しては、これといった変更は発表されていない。



Colette Rogers
Education and Training

“This Budget stays the course for funding in early childhood and schooling, and the continued focus on quality and student outcomes. It elevates the importance of vocational education and training, particularly in supporting skills development, addressing skills shortages and better supporting the needs of regional Australia.”



ヘルスケア関連

予算レポートの要旨

本年度予算においては、ヘルスケア関連において次の分野を重点としている。

- 健康関連では、GPやその他サービスをサポートするためのメディケア、病院財源支援、医薬品供給、研究およびメンタルヘルスサービス、地方や地域コミュニティへの財源支援
- 高齢者支援では、在宅ケアパッケージへの追加投資と、品質および安全規制強化のためのコア資金の追加（年間で約 35 億ドル増）。その他は、認知症ケアおよびメディケアとファーマシューティカルベネフィットシステム (PBS) による医療サポートへの投資。
- しかしながら、国民身体障害者保険制度 (NDIS) に関する 16 億ドルの過小支出に関しては、2019/20 年度の予算では使用せず、全体予算を支援するためのものとする。

ヘルスケア

ヘルスケア関連分野に関する本年度予算は、オーストラリアの資金援助および支援という方法が継続されている。今回発表・追加されたいくつかの予算はコメンテーターによって歓迎されている (PBS、メディケア、がん研究、画像診断のための自己負担費用、地方支援など)。その他に関しては、事前に発表されていたり、変更の実現には不十分と捉えられている。

オーストラリアでのヘルスケアの大半は、実際の活動を基準として歳出されている。達成されたことや得られた結果よりも、行われたことを評価するものである。前者のアプローチ方法を、価値（提供された価値）ベースのケアと呼ぶ国もある。オーストラリアでも一部では、価値ベースでのアプローチを試しているが、まだ初期段階である。多くの人は、実際に提供されたものにお金を払い、量にお金を払えば、より多くの量が提供されると主張している。結果を確保するためにも、達成と革新に対してお金を払うことを考える時期が来ている。

高齢者支援

本年度予算で政府は、高齢者支援に 2019/20 年度で 216 億ドルを投資するというコミットメントを強調している。これは 2013/14 年度に比べ 50% 以上増加しているが、特に 12 万人に増加している在宅ケアの待機者や、費用が増加している高齢者支援の持続性問題で、業界が直面している課題を解決するには不十分である。高齢者支援に関する主な予算発表は、既に今年の 2 月に発表されている。高齢者支援に関する労働力戦略の実施と同様に、新たな規制措置への投資、およびコモンウェルスホームサポートプログラムの拡大は歓迎である。その他は、認知症ケアおよびメディケアと PBS による医療サポートに投資される。

しかしながら高齢者支援の質と安全性を求める勅許委員会および、将来に焦点を当てた高齢者支援システムの改革を求める業界では、高齢者に対する長期的な成果を達成するための明確な戦略を打ち出すのに今回の予算は不十分である。

オーストラリアの高齢者支援システムは岐路にあり、高齢化する人口のニーズに応える上での重大な弱点や、安全と品質の欠如に関して勅許委員会が提起する懸念の高まりに直面している。業界に対する信頼や評判が減少しており、透明化と説明責任の必要性および行動・ガバナンスの問題が最前線にある。



Dr Stephanie Allen
Health & Human Services

“We commented last year that with increased ageing and chronic conditions, Governments will have to continue to innovative to deliver high quality healthcare at a lower cost. The Budget largely makes investment in doing more of the same or similar things. Yes, there are some proposed changes, but to really shift the dial requires further innovation, placing a greater focus on outcomes, prevention and securing wellbeing. Continuing to do the same is unsustainable, nor is it the right answer for the recipients of care.”



昨年の連邦予算案の遂行状況

政府、及び議会における昨年の連邦予算案の遂行状況は以下の通り

法令化

- 2018年7月1日より2024年まで続く段階的な個人所得税の減税
- 即時一括損金算入制度の2019年6月30日までの延長
- 課税対象支出報告システム (TPRP) 制度の警備、陸上輸送、IT サービス業界への適用
- 法令に準拠しない、従業員、コントラクターへの支払いの損金としての否認
- 情報交換国リストの更新
- 近年退職した年金加入者に対する雇用状況審査の免除
- 少額残高 (6,000 ドル未満) に課される手数料の上限設定、契約解除に課される手数料の禁止、少額や、現在運用されていない口座の統合

2019年4月1日時点にて審議中

- アルコール税- 小規模醸造者、蒸留酒製造者への対する減税
- R&D 優遇制度の見直し
- 重要グローバル事業体の概念の修正
- ホテルのオンラインブッキングに対する GST 課税
- 退職年金基金に付保される保険の変更
- 脱税目的で設立された違法企業 (フェニックス企業) による活動防止策
- 海外で改修後に再輸入される車両に課される高級車税の廃止
- マネージド・インベストメント・トラスト等を利用した投資ストラクチャーに対する課税強化
- 自己運用年金とオーストラリア諮問機関 (APRA) 基金の加入上限人数の増加
- 退職年金における故意ではない優遇上限枠違反防止策 Superannuation: preventing inadvertent concessional cap breaches by certain employees 過小資本制度における資産の評価額の開示、及び連結納税企業への適用

法案発行済み

- 免税事業体への優遇融資
- 更地保有における経費控除の否認
- トラストに分配における租税回避ルールの拡大

協議中の案件

- 現金收受取引金額への上限設定 (10,000 ドル)
- 自己運用年金に対する3年監査サイクルの導入
- ディビジョン7A 規制の厳格化

その他

- 遺言信託における税制改革
- マネージド・インベストメント・トラストにおけるキャピタルゲイン税減免の廃止



David Watkins
Partner Tax Insights & Policy

“A challenging Senate and a crowded Parliamentary calendar makes legislative progress slower than ideal.”

日系サービスグループコンタクト



竹中 真一
Japanese Practice
Leader – Australia & Oceania
+ 61 2 9322 7737
stakenaka@deloitte.com.au



西田 健太郎
Deloitte Private (TAX)
+ 61 8 9365 7166
knishida@deloitte.com.au



筒井 伸次
Victoria JSG Leader
+61 3 9671 7278
stsutsui@deloitte.com.au



村田 俊介
Brisbane JSG Contact
+ 61 7 3308 7054
shmurata@deloitte.com.au



安藤 猛
Perth JSG Contact
+ 61 8 9365 7732
taando@deloitte.com.au



Chris Masterman
Corporate Tax
+ 61 3 9671 7356
cmasterman@deloitte.com.au



Max Persson
Corporate Tax
+61 2 9322 7538
mpersson@deloitte.com.au



長田 大輔
Transfer Pricing
+61 2 9322 5847
danagata@deloitte.com.au



Jonathan Schneider
Corporate Tax
+ 61 8 9365 7315
joschneider@deloitte.com.au



Evan Last
Corporate Tax
+ 61 7 3308 7161
elast@deloitte.com.au



Sasha Grimm
Global Employer Services
+61 2 9365 7388
sgrimm@deloitte.com.au



Anna Fujishima
Global Employer Services
+ 61 2 9322 3314
anfujishima@deloitte.com.au

本書の一部あるいは全部について、 Deloitte Touche Tohmatsu から文書による許諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写、複製することは、禁じられています。



This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the 'Deloitte Network') is, by means of this publication, rendering professional advice or services.

Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and their affiliated entities are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our network of member firms in more than 150 countries and territories serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 286,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

About Deloitte Asia Pacific

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities provide services in Australia, Brunei Darussalam, Cambodia, East Timor, Federated States of Micronesia, Guam, Indonesia, Japan, Laos, Malaysia, Mongolia, Myanmar, New Zealand, Palau, Papua New Guinea, Singapore, Thailand, The Marshall Islands, The Northern Mariana Islands, The People's Republic of China (incl. Hong Kong SAR and Macau SAR), The Philippines and Vietnam, in each of which operations are conducted by separate and independent legal entities.

About Deloitte Australia

In Australia, the Deloitte Network member is the Australian partnership of Deloitte Touche Tohmatsu. As one of Australia's leading professional services firms, Deloitte Touche Tohmatsu and its affiliates provide audit, tax, consulting, and financial advisory services through approximately 8000 people across the country. Focused on the creation of value and growth, and known as an employer of choice for innovative human resources programs, we are dedicated to helping our clients and our people excel. For more information, please visit our web site at <https://www2.deloitte.com/au/en.html>.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

Member of Deloitte Asia Pacific Limited and the Deloitte Network.